四十二条の十二の五第二項第四号」に改め、同号ロ並びに同項第二号イ及びロ並びに第三号中「第四十二条の十二の四第二項第四号」を「第四十二条の十二の五第二項第四号」に改め、同条第十一項中「第四十二条の十二の四第一項」を「第四十二条の十二の五第一項」に改め、同項第一号中「第四十二条の十二の四第二項第四号」を「第四十二条の十二の五第二項第四号」に改め、同条第十二項及び第十三項中「第四十二条の十二の四第一項」を「第四十二条の十二の五第一項」に改め、同条第十四項中「第四十二条の十二の四第二項第七号」を「第四十二条の十二の五第二項第八号」に、「同項第七号」を「同項第八号」に改め、同条第十五項中「第四十二条の十二の四第二項第七号」を「第四十二条の十二の五第二項第八号」に改め、同条第十六項及び第十七項中「第四十二条の十二の四第二項第八号」を「第四十二条の十二の五第二項第九号」に改め、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項の次に次の一項を加える。

18　法第四十二条の十二の五第一項の法人の適用年度に係る同条第二項第九号に規定する比較平均給与等支給額が零である場合には、同条第一項第二号ロに定める要件を満たさないものとして、同項の規定を適用する。

第二十七条の十二の四を第二十七条の十二の五とする。

第二十七条の十二の三の次に次の一条を加える。

（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十七条の十二の四　法第四十二条の十二の四第一項に規定する政令で定めるソフトウエアは、第二十七条の六第一項に規定するソフトウエアとする。

2　法第四十二条の十二の四第一項に規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置にあつては一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。以下この項において同じ。）の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が百六十万円以上のものとし、工具、器具及び備品にあつては一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものとし、建物附属設備にあつては一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものとし、ソフトウエアにあつては一のソフトウエアの取得価額が七十万円以上のものとする。

3　法第四十二条の十二の四第二項に規定する政令で定める法人は、資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える法人（法第四十二条の四第八項第七号に規定する農業協同組合等及び前条第二項に規定する中小企業等協同組合等を除く。）とする。

4　法人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウエア（以下この項において「機械装置等」という。）につき法第四十二条の十二の四第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合には、当該機械装置等につきこれらの規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に当該機械装置等が同条第一項に規定する特定経営力向上設備等に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

5　第二十七条の五第四項の規定は、法第四十二条の十二の四第五項の規定の適用がある場合について準用する。

第二十七条の十三第一項中「第四十二条の十三第一項第十四号」を「第四十二条の十三第一項第十六号」に改め、同条第五項中「第四十二条の四第十項」を「第四十二条の四第十二項」に、「第四十二条の六第十二項」を「第四十二条の六第十項」に改め、「第四十二条の十一の二第六項」の下に「、第四十二条の十一の三第六項」を加え、「及び第四十二条の十二の四第六項」を「、第四十二条の十二の四第十項及び第四十二条の十二の五第六項」に、「と、」とあるのは「と」を「」と、」とあるのは「」と」に、「第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「の規定」を「第百四十四条の四第一項第三号中「。）の規定」とあるのは「。）の規定」に、「前節の規定並びに租税特別措置法第四十二条の十三第一項の規定及び同項各号に掲げる規定」と、」を「。）の規定」とあるのは「。）の規定並びに租税特別措置法第四十二条の十三第一項の規定及び同項各号に掲げる規定」と、」に改める。

第二十八条第一項中「三百万円」を「六百万円」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第一項」の下に「若しくは第五項」を加え、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第四十三条第一項の表の第三号の中欄に規定する政令で定めるものは、専ら同号の上欄に規定する自動車教習所における同欄に規定する学習支援業の用に供される道路交通法第三条の準中型自動車であつて専ら貨物を運搬する構造のもののうち、主として同法第八十四条第三項の準中型自動車免許を受けようとする者に対する同欄に規定する教授に使用されるものとして財務大臣が指定するものとする。

第二十八条の三を次のように改める。

（被災代替資産等の特別償却）

第二十八条の三　法第四十三条の三第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一　建物（その附属設備を含む。以下この号において同じ。）　当該法人が有する建物で法第四十三条の三第一項に規定する特定非常災害（次号及び第三号において「特定非常災害」という。）に基因して当該法人の事業の用に供することができなくなつたもの（以下この号において「被災建物」という。）のその用に供することができなくなつた時の直前の用途と同一の用途に供される建物（当該建物の床面積が当該被災建物の床面積の一・五倍を超える場合には、当該被災建物の床面積の一・五倍に相当する部分に限る。）

二　構築物　当該法人が有する構築物で特定非常災害に基因して当該法人の事業の用に供することができなくなつたもの（以下この号において「被災構築物」という。）のその用に供することができなくなつた時の直前の用途と同一の用途に供される構築物（当該構築物が当該被災構築物とおおむね同程度以下のものに限る。）

三　機械及び装置　当該法人が有する機械及び装置で特定非常災害に基因して当該法人の事業の用に供することができなくなつたもの（以下この号において「被災機械装置」という。）のその用に供することができなくなつた時の直前の用途と同一の用途に供される機械及び装置（当該被災機械装置に比して著しく高額なもの、当該被災機械装置に比して著しく性能が優れているものその他当該被災機械装置に比して著しく仕様が異なるものを除く。）

第二十八条の四第一項第一号中「二億円」を「三億円」に改める。

第二十八条の五中「百万円」を「二百万円」に改める。

第二十八条の九第一項第一号中「平成二十二年四月一日」を「同日又は平成二十九年四月一日のいずれか遅い日」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第四項第三号を次のように改める。

三　法第四十五条第一項の表の第一号の第一欄に掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業

第二十八条の九第五項第一号中「（第三号において「工場用建物等」という。）」を削り、同項第三号中「（工場用建物等を除く。）」を削り、同条第十二項各号中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第二十二項中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第八項第六号」に改める。

第二十九条の四の見出しを「（事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「新築した賃貸住宅」を「製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この条において「機械等」という。）」に、「当該賃貸住宅」を「当該機械等」に、「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（次項において「確定申告書」という。）」を「確定申告書等」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三